

リスト規制とキャッチオール規制

【重要】
 ①用途(エンドユース)
 ②需要者(エンドユーザー)

種類	リスト規制		キャッチオール規制		
			大量破壊兵器	通常兵器	
内容	軍事転用が懸念される貨物/技術の提供を規制 ⇒品目・スペックによって許可が必要な貨物・技術を定める		懸念される相手への輸出を規制 ⇒ロースペック品でも規制対象		
対象	品目	”リスト”に掲載されている貨物/技術 (輸出令別表第1/外為令別表1~15項該当)	リスト規制品以外 (輸出令別表第1/外為令別表 16項該当) ※食料品・木材等は対象外		
	取引先	需要者	取引相手は関係ない ※海外の自社工場やその技術者とのやりとりでも許可要	大量破壊兵器関連の需要者	国連武器禁輸国・地域 (別表第3の2の地域)
		仕向地	全地域	全地域 別表第3の地域を除く	
要件	客観要件	用途要件	/	取引に関して、核兵器等の開発等もしくは別表に掲げる行為を行うために用いられるとの情報がある場合	取引に関して、通常兵器の開発等を行うために用いられるとの情報がある場合
		需要者要件		取引先が核兵器等の開発等を行う、または行ったとの情報がある場合	
	インフォーム要件	経済産業大臣から通知を受けた場合			
許可申請	リスト規制に該当する場合は、経済産業大臣の許可が必要		要件に該当する場合は、経済産業大臣の許可が必要		
対応	該非判定		キャッチオール審査		

(参考) 各種情報は必ず経済産業省のホームページ等で確認してください (2020年11月時点)

別表第3 (旧ホワイト国) (グループAの国)	大量破壊兵器の拡散が行われるおそれがないことが明白な国として大量破壊兵器等に関する条約に加盟し、輸出管理レジームに全て参加し、キャッチオール制度あるいはそれに類似する輸出管理制度の国内体制を整備し、実効的に運用している国を指す。
別表第3の2 (国連武器禁輸国)	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
別表第4(懸念国)	イラン、イラク、北朝鮮

	大量破壊兵器	通常兵器
	Weapons of mass destruction (人間を大量に殺傷する兵器)	Conventional weapons (WMD以外のすべての兵器)
種類	核兵器、生物・化学兵器 核兵器等を運搬するためのミサイル	WMD以外の兵器・武器 ⇒地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイル、拳銃 等々
国際的枠組み (輸出管理レジーム)	NSG(原子力供給国グループ) AG(オーストラリアグループ) MTCR(ミサイル関連技術輸出規制)	WA(ワッセナー・アレンジメント)
外為法 項番 ※1項では、武器そのものを規制	輸出令 別1/外為令別表 1項、2項、3項、3の2項、4項	輸出令 別表第1/外為令別表 1項、5~15項